発行所=社会通信社 発行人=滝野 忠

郵便振替 東京都渋谷区本町六丁目二八一二一九〇四 - イページ http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/ e-mail: shakaitsuushin@nifty.com 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金=中央労金本店N.1154163 電話・FAX(03)3299-5367

〈もくじ〉

●巻頭言■

中 教 育 労 者 \mathcal{O}

伊勢

太郎 ::

2

学年・学級は「経営」それとも「運営」

加

原

野

人

3

―ベーシックインカムについて③藤晋介さんの迫力と勘違い

―国家的「詐欺」行為の内容これでいいのか―介護保険「改正」

宮本

嘉

峰 : 5

経済学批判』 以前の

『共産党宣言』 と『哲学の貧困』 中澤

秀行

8

労働と労働力をめぐって (二)

4 27高浜原発うごかすな!

稲村 守 :

13

関電包囲全国集会 7 0 0人の参加で再稼働 阻止へー

読者 カュ 5 0) お たより 14

NO.1240 _ O 七年五月 一五日号

(毎月一日・一五日二回発行)二○一七年五月一五日発行

■巻頭言■

中教育労働者の労働

- 学年・学級は「経営」それとも「運営」

四月半ば、 学習会の案内にこうありました。 日教組・自治労を中心とする20代前半の組合員との学習会の機会を得ま

れぐらい働かされているのか実態を出しました。 「働きすぎを防止するために発足した『働き方改革実現会議』ができましたが、 私たちはど

の立ち番、夕方は部活など等々)、仕事以外の報告の量が膨大、 Y教組さんは朝7時30分から夜7時30分の12時間労働(朝は子供たちの交通安全のため通学 時間外手当なし。

が当たり前にならないように定時になったら退社する等、報告されました。」 こんな働きざまです。また仕事が忙しくて組合について考えることもできない、忙しいこと 市職は課によって違うが忙しい月の時もあればそうでない月の時もある、時間外手当はでる。

ものです。 連合総研)を引っぱり出しました。報告書は日教組の委託で連合総研が、「小中高、 特別支援学校の教員5000名を対象としてアンケート調査」を中心にまとめられた 日本における教職員の働き方・労働時間に関する研究報告書』(2016年12月、 この案内文を読み、 年始めに入手していた『とりもどせ! 教職員の「生活時

時5分。 深める時間は奪いとられています。 間は含まれておりません。 報告書は、 小中教育労働者の長時間労働の実態は、 (学校)にいる時間は11時間29分。これには自宅から職場までの通勤時 1日は24時間ですから、 労働者としての自覚的学習も。 生活時間はむろん、 出勤時刻7時31分、 能力、 退勤時間 学識を

⑫地域、⑬行政・関係団体、⑭会議(校内・外)、⑮校内・外研修等です。 補習授業、④児童・生徒指導、 務分掌に係る業務、 教育労働者の労働は①教材研究・授業準備、 ⑨資料や報告書作成、 ⑤部活動指導、 ⑩集金等の事務処理、⑪保護者・PT ⑥学年・学級経営、 ②提出物や成績の処理、 ⑦学校行事、 ③課外授業・ 8校

働き方実現会議で、政資共同で「繁忙期の1ヶ月以上の上限を過労死ライン80時間を 育、それも公教育をこのように考え、疑問を持っていないことを自ら暴露しています。 超える100時間未満」としました。 に違います。 のが⑥の学年・学級経営。 教育労働者の労働が無制限に拡がっていることに驚かされます。さらに驚かされる 小中教育労働者の労働時間は電通、ヤマト労働者と変わりません。労働組合連合は 経営は資本の論理そのものですから、日教組そして連合総研はともに教 運営でなく経営という言葉です。運営・経営は概念が根本的

過労死遺族の1人としてまったく納得できぬ」と、 電通で過労死した高橋まつりさんの母は3月28日、「過労死を予防するための法案 しましたが :の長時間労働への方策はいかなるものかと、3月16日開催の日教組臨時大会を 過労死ライン以上の100時間とするのは、 特別決議には「教職員は無制限・無定量な長時間労働になっている」 間労働是正』キャンペーン」が提起されるだけでした。 怒りのコメントを発表しました。 過労死させよ! という法案。 (伊勢太郎)

様々な分野のかなりの蔵書もあった。 話になった。 をはじめ、かけがえのない立派な弁護士である。小生の亡父(伊市)の闘いにもお世 年から7回、当時は相当難関であった二科展に入選している。自分で結構勉強もして、 農閑期には、 親父は少しばかりの自作農を継ぐために中学に行くこともできなかった マチスに3年ほど師事した中川紀元さんの内弟子になり、 介副委員長はいまさら紹介するまでもなく、 国労の皆さんの闘

うな判例を見つけて送って下さり、これには市長や伊藤忠も勝てなかったようである。 晋介さんである。 却に同意した茅野市長を告訴して、勝利した。 藤忠商事への売却話に、反対者がほとんどいなくなる事態でもあくまでも反対し、売 る会』を結成し、 派社会党に入り、 新聞と雑誌への投稿から治安維持法(今日の共謀罪法)違反で逮捕された。戦後は左 37年には社会大衆党所属で村議にもなった。太平洋戦争開戦の41年1 八ヶ岳のすそ野の一角、 入会地は一人(少数?)でも反対者がいれば処分できないというよ 代表に就いた。90年に持ち上がった地元の区有林(入会地) 社会党公認の茅野市議も務めた。70年には『茅野自然と文化を守 上原山がゴルフ場開発から守られたのは、 このとき力になってもらったのが加藤 加藤弁護士のお 2月には、 の伊

された、 本論』の資本主義とは異次元の世界に入ったとする非科学的な考え方に基づいて提案 独占資本でなくなったとしたり、 マルクスや「日本のマルクス」から遠く離れてしまったり、多国籍化した独占資本は 護する立場から、グレーを白と言ったり、黒と言ったりすることもあるのではないか。 を白と言いくるめるなどということはないが、弁護士という仕事は、依頼した人を擁 必要性を説かれると、多くの人はそうかと思わされる。しかし待てよ、加藤さんが黒 いえ、 唯物史観を否定し、資本主義的蓄積の一般的法則とその歴史的傾向を理解しないで、 藤さんの話には迫力があり説得力がある。大会でベーシックインカム(BI)の 橋下徹氏らも賛同しかねないような政策を、政策委員長という立場上からと 加藤さんほどの人物が擁護するには及ばない。 時空を自在に超えて観念論の世界に遊んだり、

ルクスは 『ゴータ綱領批判』で次のように述べている。

ない。 素がこのように分配されておれば、今日のような消費手段の分配がおのずから生すなわち労働力の所有者にすぎない、ということを土台にしている。生産の諸要 かない者のあいだに分配されていて、 ば資本主義的生産様式は、物的生産条件が資本所有と土地所有というかたちで働 「いつの時代にも消費手段の分配は、生産諸条件そのものの分配の結果にすぎ しかし、生産諸条件の分配は、生産様式そのものの一特徴である。 物的生産諸条件が労働者自身の共同的所有であるなら、 これにたいして大衆はたんに人的生産条件 同じように、 たとえ

のごときむき出しの資本主義が現れる。 失業等々を多少是正することはできても、 うに所有されている限りは、労働者階級の闘いが強くなる時、 件が労働者自身の共同的所有」に変革されなくてはならない。 誰もが人間らしく暮らせるようになるためには、 ルス全集第19巻22頁) の昔に明らかにされているのに、なぜ逆もどりするのか?」(マルクス・エンゲ その 闘い が弱まると、 収奪者を収奪して「物的生産 一時的に格差や貧困や 生産諸条件が今日のよ たちまち新自由主義

するものであるように説明するやり方を、受けついでいる。真実の関係がとっく

したものとして考察し、また扱い、したがって社会主義を主として分配を中心と

て民主主義者の一部がついで俗流社会主義者から)、

分配を生産様式から独立

とは違った消費手段の分配が生じる。俗流社会主義はブルジョア経済学者から(そ

貧困の深刻化を大いに強調はする。しかしそれは税制等の改革やBI等の政策で解決 できるかのように説いて、 へ「逆もどり」している。 マルクスや「日本のマルクス」を超えたと思っている人は、 根本的なことには触れようとしない。 社民主義者やブルジョア経済学者と同様に、 実際には 格差の拡大や

ルクスは新社会(社会主義)の初期段階について、同論稿でこう述 「社会的総生産物からは、 次のものが控除されなければならない ベ

第一に、 消耗された生産手段を置き換えるための補填分。

第二に、生産を拡張するための追加部分。

第三に、事故や天災による障害にそなえる予備積立または保険積 햣

(中略)

総生産物の残りの部分は、消費手段としての使用にあてられる。

だが、各個人に分配されるまえに、このなかからまた、 次のものが控除され る。

第一に、直接に生産に属さない一般管理費。

この部分は最初から、今日の社会にくらべればきわめ てひどく縮小され、 そし

て新社会が発展するにつれてますます減少する。

第二に、 学校や衛生設備等々のようないろんな欲求を共同でみたすためにあて

するにつれてますますふえる。 この部分は最初から、今日の社会にくらべてひどくふえ、 そして新社会が発展

費にあたる元本。」(同上18~19頁) 労働不能者等のための元本。 つまり、 今日 0 V わゆる公共の貧民救済

労働不能者等は優先的に社会的に保障される。命も生活も人権も守られる。 のような新社会になって初めて、医療や介護、教育や保育、 身障者や後期高齢者

ば引き上げ、 占的な大資本家階級の当然の所有にされている。 兆円をこえる資本も、 独占資本が支配する今日の社会では、剰余価値として搾取され蓄積された8 法人税は引き下げて 400兆円に迫る内部留保も、人口の0・1%にも及ばない いる。 消費税を廃止するどころか 4 0 独

ろう。 円や10万円と引き換えに介護等々すべての社会保障が改悪されるてこにされるであ 全ての人に、 償化することも可能になる。その条件を無視して、 いま「年金、 てしまうであろう。 独占資本を孤立化させることができて、とるべき所から取りさえすれば、国民年金 藤さんの指摘するように月6万円から10万円に引き上げることも可能になる 介護、医療、 解雇反対、 定期的に一定額を交付する」ものとしてBIを提唱するならば、月7万 雇用保険、 雇用保険、生活保護等を改善することもできる。保育や教育等を無 うう。社会主義に通ずるどころではない。 定数削減反対、賃上げ、最賃引き上げ、等々の闘いもたちまち消さ 公的扶助など現金給付にかかわる制度を一本化して、・ 独占資本の意のままの政権下で、 •

障に転換せよ!」と迫ることではないか。 の社会保障改悪に抗して、兵庫の『熟年者ユニオン』のように「税金中心の社会保 いま必要なのは、保育や教育の無償化や税制改革等の要求とともに、 年金等

で ۲, 1 国家的「 **-**介護保 険 欺」 行為の 内

法案通過でいいのか

介護保険法等の一部を改正する法律案」は、四月十二日の衆院厚生労働委員会で、 保険改正のポイントと現場への影響と対策」についての勉強会に参加し考えてみた。 「五月中に成立する見通し」と伝えられるが、それでいいのか。 二月七日閣議決定、 四月十八日の衆院本会議で可決された。同法案は今後、参議院での審議を経 同日国会に提出された「地域包括ケアシステムの強化のため 四月十八日、「介護

によって介護保険は「利用者も介護者も市町村もケアマネジャーも事業者も、それぞ 合併もすすみ、『ビジネスチャンス到来』が予測される」と強調、次のように語った。 れが追い詰められる」、また、「公的介護保険は民間サービスへ移行し、 ター」事務局長の服部万里子さん。渋谷区介護保険事業計画等作成委員会長でもある。 今回の 講師は、私の居住地渋谷区(東京)で活躍している「NPO渋谷介護サポートセン 「改正案」は、昨年十一月十日の 『未来投資会議』に添うものであり、 大企業による これ

民間サービスへの移行

援や要介護1・2等を介護保険から外し、市町村事業へ移行しようとしている。 介護医療院(仮称) 病床三十万床減 ①まず第一は、「地域包括ケアシステムの強化」だ。 「医療」から「介護」の流れをつくり連携強化、医療ニーズのある重度者を在宅復帰、 の創設、 地域医療構想では病床を三十万床削減。そのため、 それは地域で 要支

者もケアマネジャーも追い詰められる。国は市町村に自立支援の目標を設定し、 付金を支給する保険者への締めつけ法である。 交付金格差をつける 保険者への締めつけ 要介護度別の結果を公表させ、全国デ (税制インセンティブの新設)。介護度軽減の経過主義は、 ②今回の改正では、 市町村の介護度改善・給付削減を競争させ ータと比較し、 その成果により 利用 地域

事業所にはディスインセンティブ(ペナル その目的を変更し、介護度に改善があれば報酬をアップ 「自立支援介護 介護保険は、 安倍首相 ティ)を導入するというものである。 にがトッ 「生活の プを務 継続」から「自立支援」へ、 介護度の改善ができない める「未来投資会議」で

示された。

走型自立支援)を目指す。 **伴走型自立支援** ③これを受け全国老人福祉施設協議会 (特養ホームの全国団体) は、 険制度の根幹を変えるこの度の変更は「財務省の抑制策」に利用されたに過ぎない や利用者の選別に関しては触れられなかった。 一月四日、「私たちは、 の会議では介護度改善の事例が出されたが、その施設における転倒骨折事故 自己実現介護(利用者一人ひとりの願う『自立』を叶える伴 要介護度を自立支援における唯一の尺度とする介護報 また、全国データもなく、公的介 護保 | 酬削 の数

トップ。次いで認知症、 ない。要介護状態になる原因は要介護1、 にはモデル実施する方向だ。だが、介護度の改善だけがケアマネジメント 標準化」に三千万円の予算が付けられた。日本総研に委託し規範を作り二〇一八年度 「ケアマネジメントの標準化」 全利用者では脳血管疾患による麻痺に伴う移動や排泄、 老衰である。 ④二月二〇日の閣議決定で、 2では認知症がトップで、次いで老衰であ 摂食や言語などの障害が 「ケア マネジ の目的では メ

減に強く反対します」という見解を出した。

どが、ケアマネジメントでは重要である。 や価値観、 欠である。 疾病の悪化防止のための服薬や通院、感染症への緊急対応もケアマネジメントに不可 その利用者の悪化リスクのアセスメントや、予防のための多職種連携は必須であり、 家族との関係性や経済的状況、 しかし、 その要介護者等の心身状態や疾病とあわせて、それまでの生活歴 住環境、地域環境、 近隣や友人の関係性な

護」を射程に入れた改悪の危険がある。介護保険の利用者は独居世帯が一番で、 ス提供を行う場合の人員基準の見直し」が検討される。これは介護報酬を多く減額し、 「生活援助の保険外し」 「無資格者」に道を開き、「誰でもできる生活援助」を具体化する方向である。 また、保険給付から自費へ移行し自由価格で保険給付と併用させる「新たな混合介 の継続が自費サービス利用の可否で左右されるなら、介護保険制度の意味はない。 ⑤介護保険法の規制とあわせて「生活援助を中心にサー

大企業が次つぎ参入

機関に送り、 された。郵便局の職員が自宅を訪問し、買い物を届け、話し相手や体調の情報を医療 一生命ホールデ ⑥大企業八社 緊急時はALSOKが対応する等のサービスを行うもののようだ。 1 (日本郵便、 ・ングス、 電通、 かんぽ生命、 セコム、 N T 日本 T ド Í В コモ)による介護の Μ 綜合警備保障 新会社が設立 S

向 そこには 「東京都が特区 「介護保 しか 険と で混 ħ るの 保険外サー 合介護解禁!」とのチラシが居宅介護支援事業所に配布され、 公的介護保険の縮小を見越 であ ŋ́, -ビスパ ック」 介護保険 が打ち出されていた。厚労省も解禁に \mathcal{O} した民間サ 役割を代替することは -ビスは、 あくまで できな 「購

を進めるように、 会社が経営統合し、コンビニもファミリマートがサークルKやココストアを、 ンがサンクスやスリーエフ、成城石井を経営統合することで、営業や仕入れの効率化 療保険改正で、二〇一五年九月、医療・介護・非営利法人が経営統合し事業展開 「非営利ホールディングカンパニー型法人制度」がスタートした。 目的は経営の効率化である。 銀行や保険 П |

流れだ。 品化されたが、 により、この経営の中に株式会社の介護サービスも子会社化することができるの さらにこの非営利ホー 性を奪われ、 れば営業はいらず、 者を老健やリハビリ病院に移し、訪問看護やリハビリ、 これが二〇三〇年の地域包括ケアには描かれ 金融庁は民間介護保険の 民間介護保険は、 サービス事業所は大規模経営の傘下に入らなければ生き残れなくなる。 販売は伸びていない。 情報共有はでき効率化が進む。 ルディングカンパニー型法人は、 現物給付を認める…。公的介護保険から民間介護保険への 損保や生保で「介護認定を受ければ れている。 しかし、 しか 特養のデイサー 介護事業の株式会社への 利用者はサービスの選択 〇〇円給付 経営する ビスに りとし 0 だ。

ら外して「民間保険(自己負担)で対応する」方向を国は想定しているのであ 加速化されてきた。つまり、要介護2までの介護サービスは、公的介護保険の対象 る方向がでた。そこで、損保や生保が介護サービスを買収し子会社化している動向が しかし二○一四年から保険会社の直接給付でなく、関連会社からの現物給付 は認め

「我が事・丸ごと地域共生社会」=「『福祉』から『保険』 _

正で「公的介護保険改革」として高齢者、 ⑦二〇一六年、「我が事・丸ごと地域共生社会」が政策化され、 (当面の改革工程) なる文書が出た。 訪問介護で創設する方向だ。二〇一七年二月七日、厚労省から、その実現に向け 障害者、児童の共通サービスをディサー 今回の介護保険改

スの税源付け替え、利用料の増大でもあり、市町村への責任移行である。 「『福祉』から『保険』へ」の切り替えである。介護保険料徴収の拡大、福祉サービ 「障害者福祉、児童福祉を介護保険制度に一本化する」方向が見えてくる。これ

今後の福祉の方向を左右する大きな問題が含まれていること、見過ごしてはならない。 のもとに、公的サービス縮小を前提にした、市町村への責任転嫁である。改正案には、 「我がこと」は「地域による住民主体の問題解決」であり、「共生」で支える美名

「障害者自立支援法の廃止」運動に学び声を出そう

かかわっているグループホームでも、それらの状況は垣間見られる。 右①から⑦が、講師・服部万里子さんの問題提起だったが、友人の外出支援で私が

生活困窮に陥ることでもある。黙っていれば、 地域の事業者らを追い詰めながら、大企業の利益優先介護保険へと拍車をかけていく。 今回の改悪で政府は、利用者や介護者、 各個人の介護保険料を増やす。とりわけ六五歳以上高齢者の生活が圧迫され、 「『医療』から『介護』への移行」も、各企業の健康保険料事業者負担分を減 ではなく公的介護保険から支払うことになろう。 施設スタッフ、市町村・ケアマネジャー・ この「生活困窮者」等への支援も国の さらには、 終末ケアや就

実現へ道半ばというが、この内容で「総合福祉法」への模索が続けられているという。 立支援法の廃止」へ。「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」による「骨格提言」 国から車いすで、白杖で、そして点滴ぶら下げ雨の中をデモ行進、厚労省を包囲した。 益負担反対京都実行委スローガン)、「私たち抜きに決めさせない!」を合言葉に、全 れ以上金とるのか。トイレに行くのも金払うのか。重い人ほど金多くとるのか」(応 いは立派であった。 私たち高齢者も、障害者運動に学び、声を出す時ではないのか。 障害者サービスに一割負担を導入した「障害者自立支援法廃止」の障害当事者の闘 同法を違憲とする原告・訴訟団は国(厚労省)に「骨格提言」を提出し、「障害者自 「応益負担反対、 区分認定制度の抜本見直し」「金ないモンからこ (宮本

経済学批判』 以前の 『共産党宣言』と『哲学の貧困』

- 労働と労働力をめぐって(二)-

(六) 『共産党宣言』での労働者の定義、 労働者の売る物について

ある。」という言葉で始まります。 内のとおり、本文は有名な、「今日までのあらゆる社会の歴史は、 『宣言』の第一章のタイトルは、「ブルジョアとプロレタリア」 です。そしてご案 階級闘争の歴史で

ルスの註」という、三つの長い(註)があります。 岩波文庫版では、この有名な本文一行目と本文二行目との間に、 「一八八八年英語版へのエンゲルスの註」と、「一八九○年ドイツ語版へのエンゲ [原註]として二つ

一八八八年英語版へのエンゲルスの(註)の一つ目は次の通りです。

られる近代賃金労働者の階級を意味する。」と。 自分自身の生産手段をもたないので、生きるためには自分の労働力を売ることをし 手段の所有者にして賃金労働者の雇傭者である階級である。 「ブルジョア階級とは、 近代的資本家階級を意味する。すなわち、社会的生産の諸 プロレタリア階級とは、

判を終結していたのですから、労働者が売るのは「労働力」だとしています。 この(註)を記した一八八八年には、既にエンゲルスはマルクスと共に、経済学批

は、 を付けて対応をしています。 こうした新たな発見がなされると、エンゲルスはマルクスの意志に従い、 発見」(『宣言』岩波文庫40頁)と紹介している著作こそ、『古代社会』です。 在も明らかになりました。とりわけここでエンゲルスが「モルガンの称賛すべき らゆる書かれた歴史」以前の社会として、原始共産主義社会(原始共同体) 批判』の書評」の中で述べています。)の分野でも新たな発見は多岐に渡り、「あ 「自然科学でないすべての科学は歴史科学である」と、マルクスの「『経済学 の初版刊行以来、自然科学の分野のみならず、歴史科学(エンゲル

岩波文庫版『古代社会』 の訳者であり、 家族法の大家として九州大学教

青山先生の『現代の家族法』(岩波新書)も読みましたが、 であることが伝わって来ます。 に唯物史観を置いていること、 授を務めていた青山道夫先生のことを、向坂先生はとても信頼され 私は学生時代に家族法の山畠正男教授のゼミナールにも参加 そして、 何よりも唯物史観に精通して 家族法の解釈の土台 していたの ていたそうで た法学者 で、

$\Diamond \Diamond \Diamond \Diamond$ ちょっと寄り道 2 労働法が定義する 「労働 者」 ☆☆ ₩

学んでいた私は、 級とプロレタリア階級に対する定義についてでした。とりあえず、 初めてこの 『宣言』の 労働法も学んでいたからです。 (註) に注意を払って読んだ時の私の驚きは、 法学部法律学科に ブルジョ ア階

前条の事業又は事務所に使用される者で、 労働基準法での労働者の定義は、「この法律で労働者とは、 賃金を支払われる者をいう。」 職業の種類を問 (第九 (条) で わず、

ます。 給料その他これに準ずる収入によって生活する者を言う。」(第三条)と定義されてい 労働組合法では、 「この法律で『労働者』 とは、 職業の種類を問わ

同様です。 者運動なくしては成立発展しなかったことが理解されますし、それは現代にお 使われています。 る「労働者」の定義が、そのまま資本主義社会での特異な立法である労働法にお 一八八八年英語版として刊行された『宣言』へのエンゲルスの そして、 世界史を回顧すれば、労働法という法律の分野こそ、 ても 労働 7 7

ですし、 するのですが、私としては大いに気になる記述があります。 月一刷)は、相当に版を重ねております。こうした書籍が版を重ねることは 野さんの 大学での学部の同期卒業生に、労働弁護士として有名な中野麻美さんが 『労働ダンピンク ~ 『雇用破壊最前線』(岩波ブックレット、2011年5月一刷) 雇用の多様化の果てに』(岩波新書、 2 います。 が重版続き 06年10 応援

ているからです。 その第一節「労働のルール」のはじめの小見出しも、「労働は商品ではない」とな それは、『労働ダンピンク』の第三章のタイトルは「労働は商品ではない 、ここでは、次のように述べられています。 、」であ 0

働は商品以上に値崩れしやすい。それを放置すれば、雇用や労働条件の劣化がすすみ、 とあり、「その日その日を賃金によって生きなければならない労働者は、いかに労働 貧困と暴力が蔓延して、経済社会を衰退させていく。 て自らの労働を売り惜しみするわけにはいかない。市場原理にさらされたときには労 の市場価格が値崩れしようとも、 以上に競争を抑制するルールを働かせ、貧困と差別、そして暴力の連鎖をとどめる 「ILOのフィラデルフィア宣言は『労働は商品でない』という原則を掲げている。 たりを変えて、 社会政策や法の課題である。・ 人々の生活をめまぐるしい変化にさらしているからこそ、 他の商品のように生産調整したり在庫調整したりし ・。グローバル化とIT化が空間と したがって、労働については商

商 この小見出しの箇所全体を締めくくっています。 い』という原則は重要性を帯びるのである。」 (86~87頁) と言う

条件が一定の水準より下回ることがないようにするなどして、 である。」と続けています。 が市場競争原理にさらされたときには社会に深刻なダメージを及ぼすことから、 二番目の小見出しの 「労働法とは何か」では、「労働法とは、このように、 競争を抑制するル 働き手

いる近代賃金労働者の階級」こそ、「墓堀人」たりうるからです。 にも由来しているのではないか、と思う次第です。「労働力を売ることをしいら ています。それは、一番目の小見出しである「労働は商品でない」という理解の 私の労働法に対する認識ですが、突き詰めてゆくと中野さんとは異なるように 仕方

案されている労働契約法の問題点」という、同趣旨の論文を掲載されています。 中野麻美さんは、『社会主義』(2006年3月号)にも「労働は商品 では い

えてなりません。 いるというのですが、実はこうした認識にこそ、本当は問題があるのではないか ILOのフィラデルフィア宣言に、「労働は商品ではない」という原則が掲げらて と思

の仕組みの理解は不可能です。 屈辱の根源は、賃金制度という搾取制度なのです。労働者の一身のうちに存在するも 支出であること、 り、労働者が資本家に売るのは「労働力」であり、「労働」とはその 「労働と労働力」の違い 「労働力」であり、その機能が この理解によって、搾取の秘密が明らかにされるのです。 、、労働者がその一身に持ち合わせているの 商品たりうるのは労働ではなく、労働力なのです。 「労働」であるということの理解なしには、 は 「労働力」 労働者の

れを支配する法則そのものです。それは、資本主義的生産秩序は歴史の発展段階での そが、問題なのです。私たちが問題にして研究すべきは、「市場原理」の歴史性とそ 一コマであることの理解を土台とした、資本主義的生産の自然法則の解明です。 の労働が、賃金労働の形態をとること」(『資本論』岩波文庫第一分冊296頁)こ 「労働力が労働者自身にとって、彼に所属する商品の形態をとること、したがっ

費する。」(『資本論』岩波文庫第二分冊9頁)と述べます 用は労働そのものである。労働力の買い手は、 の中で、人間と動物の働きの違いについて述べますが、その冒頭でも、「労働力の使 経済の見方 考え方」の「人間と動物のちがい」、「労働の三つの要素」に相当します。 マルクスは、いわゆる労働過程論(小島恒久著『経済学入門』ですと、「第一章 その売り手を労働させて、労働力を消

(七) 商品とは何か?

と題され、その第一章のタイトルは「商品」であります。 的理解がなければ、資本主義的生産の秘密に対する正しい理解は困難です。 そもそも、 「商品とは何か?」ということです。『資本論』の第一編は「商品と貨幣」 この 「商品」 に対する全面

重要な問題なのだと思います。 く様にさえ思えます。 私の考えでは、 ここでの理解を巡って、『資本論』に関する所々の学説もわ 「商品とは何か?」ということは、 歴史科学にとって最 かれて

な そこで、ここでは物が商品となる条件、すなわち、 のかということについ て考えてみたいと思います。 売り買い されるため の条件は

ちょっと寄り道 3 商品交換の始まりと発展 ☆☆☆

を教えてくれます。 私達は、商品生産が社会的生産 『古代社会』や、 エンゲルスの の唯一の形態でなかったことを知っています。 『家族・私有 財産 • 国家の起源』 は、 こうしたこと

とがあります。原始共同体の名残というか、農村共同体の名残というか近年父親の代行をして、私は父親に課せられる税金を支払っていて、 のが垣間見られるからです。 大いに思うこ そうしたも

するものです。そもそも、 の個人所有としたからです。 併するに際し、一定の地区を入山辺里山辺財産区の管理とし、 旧入山辺村の村民達の共同使用する入会地でした。 私が子供の頃まで、もともとこの山林は、 支払う税額は年間で千数百円程度ですが 何故に父親は山林の所有者になっているのかということで 、それは、 長野県東筑摩郡の旧里山辺村、及び、 昭和29年に、 父親名義とな 残りを分割 両村が松本市に合 0 7 V ī る山林に対 て旧 村民

でなく、『資本論』や こうした経過について、 『反デューリング論』での記述を思い出します。 私は『古代社会』や『家族・私有財産・国家 \mathcal{O} 起 源 だけ

述べるからです。 『資本論』で、 マルクスは生産物の交換、 すなわち商品交換につい て、 次 のように

触する点に始まる。 本論』岩波文庫第一分冊158頁)と。 ると、ただちに反作用をおよぼして、共同体の内部生活においても商品となる。 「商品交換は、 共同体 しかしながら、物はひとたび共同体の対外生活において同体の終るところに、すなわち、共同体が他の共同体 て商品とな の成員と接 。」(『資

グ論』で次のように述べています。 うな共有地が、どのように解体して行くのかについて、エンゲルスは『反デューそして、この商品生産の発展が行き着く先で、私の子供の頃に存在した入会地 · リン のよ

くる。 ると、 接に社会的に結合している共同体の内部経済にまで侵入し、共同体の紐帯をつぎつぎ それらを交換にひきずりこむ。それによって、 終局的な分割によって解体させ(例えば、 に切断してゆき、 では直接の自家消費のために生産された対象に対しても、貨幣は商品形態を押しつけ、 り割替がくりかえされることで共同所有のものであることが示されていた耕地を、 「商品生産社会が商品そのものに固有な価値形態をさらに貨幣形態にまで発展させ インドで見られるように、 まず最初の、そしてもっとも重要な結果は、 価値のなかにまだかくれていたさまざまな萌芽がはやくも明るみにとびだして でもそれがはじまっている)、 むの である。」(『反デューリンク論』岩波文庫下26 共同体を解体して一群の私的生産者にしてしまう。 土地の共同耕作を個別耕作におきかえ、 最後にはまだ残っている共有の森林や放牧地 モーゼル河流域の農村共同体、 商品形態と貨幣とが、 商品形態の普遍化である。 生産のために直 貨幣はまず最初 26 のちには、 またロシア これま

真似して口にしたものです。 との会話として、 ことを示す会話が、 ることもありませんでした。 山辺と入山辺の、 で村民は薪を採り、 の頃は、まだ「共有の森林や放牧地」 山辺地区の生活の様子を端的に表している会話として、私達子供もいわゆる在(「在郷」の略語としてよく使われていました。)の住民 私の子供の頃にはありました。これは、松本の街場の住民と、里 炭焼きもしていました。炭焼きが重要な生業の一つであった 田舎の、在の人であることも、 が入会地として存在していて、 決して恥ずかしいと感ず

「山辺だい! (山辺だよ!)」(里山辺、入山辺の在の住民) 「おっさん、どこだい?(おじさん、住まいはどこなの?)」 (松本の街場の

「商売何だい?(生業は何に?)」(松本の街場の住民)

「炭焼きだい!(山辺だから、炭焼きさ!)」(里山辺、 入山辺の在の住民)

地は、財産区の所有地として現在も存在しています。美ヶ原高原の放牧地には、 夏には牛が放牧されています。 そんな訳で、一部は旧来の村民の個人所有とされましたが、その多くの森林や放牧

らでして、財産区で掘り当てた温泉が使われています。明神館近くの公共温泉施設「桧 在は鉱泉でなく、 の湯」は、財産区の直営です。 6~37年)には、村が松本市と合併した入山辺の扉鉱泉明神館でした。そして、 当時は、東筑摩郡入山辺村の扉鉱泉明神館でした。『マルクス伝』執筆当時(昭和3 向坂逸郎先生が戦後間もなくに『資本論』の翻訳 温泉であります。それは財産区所有地の掘削により、 (岩波文庫旧訳) で逗留 温泉が出たか 7

た五十年前には当たり前に見られたのです。もちろん、今では資本主義という商品生 商品として生産される、資本主義という経済構成体の発展がもたらした必然なのです。 産社会の発展により、全く失われてしまいました。これは、ほとんど全ての生産物が は、誰の農地であるのかに関係なく、皆で協同していました。こうした風景は、たっ でした。もちろん、田畑は個人所有になっていましたが、田植えや稲刈りの繁忙期に 休み」がありましたし、江戸時代さながらに「結」(ゆい) が当たり前の農村共同体 私は、こうした農村共同体の崩壊を目の当たりにして来た最後の世代です。 私の子供の頃、 田植えや稲刈りといった農繁期には、小中学校では数日間の

ように描いています。 ました。農村共同体のきずなが破壊されて行く様子を、マルクス・エンゲルスは次いわゆる「3・11」以来、「絆=きずな」という言葉を耳にすることが多くな \mathcal{O} Ŋ

色とりどりの封建的きずなをようしゃなく切断し、人間と人間とのあいだに、むきだ いの関係を破壊した。 「ブルジョア階級は、 を破壊した。かれらは、人間の血のつながったその長上者に結びつけていた支配を握るにいたったところでは、封建的な、家父長的な、牧歌的ないっさ 文庫45頁) つめたい「現金勘定」以外のどんなきずなも残さなかった。 歴史において、きわめて革命的な役割を演じた。ブル _ 彐

代に学校で使った歴史の教科書は、 今も大切に手許に置い てあります。 日本

のように述べられています。「商品」の役割が記されています。 江戸 ところに、 「農民・下層民衆の窮乏と反抗」という項目が

としたが、その効果はとぼしく農村の分化はいよいよ進んだ。 吉宗のように質流し禁止令を出したりして、大地主の出現と貧富の差の激化を防ごう りあげて、 富農や酒屋・油屋それに新興の在郷商人また都市の富商らは、借金のかたに土地をと 姓から小作におち、あるいは禁を破って都市に流れこむものが多くなった。その反面、 いったん借りたものは高利のため返せず、やむなく子女を売り、土地を手放して本百 かさんで借金するもの、また貢租を納めるためには借金するものが出てきた。しかも、 いたが、元禄のころから農村にも商品が流入するようになり、それにつれて生活費が 局重税として農民の肩に転嫁された。また元来、農民の生活は自給自足を原則として 大地主に成長していった。幕府や諸藩は土地永代売買禁止令を盾にとり、 財政窮乏打開のために種々の方策をとったが、そのしわよせは結

ものに変わってきた。 増し、その規模もおおきくなり、かつその性格も経済闘争的なものから政治闘争的な こすようになった。百姓一揆の件数は享保のころからしだいに多くなり、 乏のどん底に追いこまれた農民らは、 このように貢租の過重、 天災地変による凶作の頻発、 禁令をおかして強訴・一揆などの反抗運動をお 領主・代官の悪政などで、 天保以後激

きくずす重要な原動力のひとつとなった。」(『詳説日本史』和歌森太郎・芳賀幸四郎 をえなかった。百姓一揆の頻発は、幕藩体制の内部矛盾のあらわれで、 も、それにもかかわらず一揆はしきりにおこり、領主側もその要求を相当に認めざる なかったから、 これらの一揆はおおむね分散的で、武器もなく、 /二宮書店昭和43年刊、 領主の組織的な武力で鎮圧され、 $\frac{1}{7}$ 6 円) 首謀者は厳刑に処せられた。けれ また農民を十分に組織したもので 幕藩体制をつ

社会を作らすに至ったことが、読み取れます。「商品」こそが、キーワードなのです。 反抗も増大し、それが封建社会を倒す土台となり、新しく商品生産が花開く資本主義 自足的経済を破壊するとともに、幕府や諸藩の財政を窮乏させたこと、そして農民の 「商品」なのです。 「色とりどりの封建的きずな」で結ばれていた農村共同体の分解をもたらしたのは、 商品経済とその発展が、人口の八割以上を占めていた農民、その農村共同体 (2017年5月3日 中澤 秀行 • つづく) の自給

高浜原発うごかすな! 関電包囲全国集会

―700人の参加で再稼働阻止へ-

る関電への怒りの声が結集された。 決定を覆した再稼働容認の大阪高裁抗告審決定で、 関西電力大阪本店包囲全国集会が開かれ、3月28日の大津地裁仮処分 高浜原発3・4号機再稼働を策す

関電へのコールが行われ、原発反対福井県民会議の中島哲演代表より主催者として、 集会は関西を中心に全国の原発立地地元や東京などからも700人の市民が集ま 敦賀・山本貴美子市議と若狭の原発を考える会の橋田秀美さんの司会で開会し、 技術上の節約をしてまで再稼働する必要はない。 今日参加の 一回りも二回

の力で若 の原 発を止 めたい」 と挨拶された。

弁護士 信義さんから「 の話に目を上げ 関電は原発を止 なん れ書読み上げを瀧 で関 8 5 ń 5 な れな 電がガスをつくるのか。 0 11 良心が目を伏せさせるのだ」と。 のだ。 恵子さんから、 一昨日、本訴があった。 原発が効率いいならそれでい 福井原発訴 関電の弁護士は 訟 (滋賀) 弁 井戸 いは 寸

高浜 ジが紹介された。 志さんと柏崎刈羽 稼働阻止全国ネット 全国各地の フ おおい クシ マ原発事故による被ばくからの避難者の菅野みずえさん、 闘いを、 の会の東山幸弘さんから受け、 原発絶対反対現地住民有志代表の近藤容人さんからの スト の天野恵一さん、 ップ川内原発!3・ 反原発自治体議員・市民連盟の 原発さよなら四国ネットワー 11 鹿児島実行委員会の 磨島 ふるさとを守る 文書メ げ 昭広 クの井出久 L ば 設誠一さ /ツセー 「さん、

得た。 らの避難でなく、 本店の対応への怒りの報告だった。 立ち話で、質問への返答もない、広報担当の代理の文書受け取りに と訴えられた。 続いて、中島哲演、東山幸弘、木原壮林(若狭の原発を考える会代 れば2時間でここに放射能が到達する。 クの稲村守事務局長より行った。16分待たされた上での一階フロ けしばさんは「30キ 山川よしやすなど5人の申し入れ団の報告を、さいなら原発・びわこネット 7月に若狭・関西の原発に反対する議員組織を作る」と。 福島原発事故からの避難者と言ってほしい。若狭原発で事故が起こ 口圏内から声を上げる。 『福井でよかった』などとは言えなくなる」 高浜原発1 3自治体に請 菅野さん 過ぎな ワー での5 願 か った 「福島か し反響を 関 分 \mathcal{O} ワ

ブロック・池本昌弘事務局長からこもごも訴えられた。 東からの避難者たちの園良太さん、大阪全労協・福田徹矢議長 を考える会の古井正代さん、京都脱原発訴訟原告団の吉田明生事務局長、 日 ンの高橋秀典さん、 関西からはさよなら原発なら県ネットの榎本恭 釜ヶ崎日雇労組・三浦俊一副委員長、 _ 郎さん、 脳性まひ者の生活と健康 さよなら原発神戸 フォ ーラム平和関西 Go West 関 ア ク

携わ いらない。 三浦さんは「再稼働・廃炉というが福島だけでも7000 っている。安倍政権の原発政策と闘い、安倍政権を打倒しよう。 原発のない 社会をつくろう」と力強く訴えた。 人 の仲間が被ば 経済成長はもう < 、労働

発再稼働 3号機再稼働を許さないため、5月7日の高浜現地集会と翌日から12日まで 木原さんから閉会あ で リレーデモを大きく成功させ、 全原発の廃炉を勝ち取ろう」と閉めた。 いさつで、5月19日ともいわれる高浜原発4号機と6 立地地元とこの消費地を結ぶ壮大な闘 0 月 11 福井 一中の で 原

後難波駅までの \exists ンで市民に 大阪一の大通り・御堂筋を1時間4 発再稼働反対を訴えた。 0 分にわたって、 デモ ン ス

(さいなら原発・びわこネットワーク 稲村 守)

◇読者からのおたより◇

原野人さんのM1239巻頭言 1239 (5月1日号) 原野人さんの巻頭言も拝読します。お元気が判って嬉しいです。 日行動) で、 午後柏駅へゆき、 共謀罪等々、 「通信」(HPアップ案内)をご送信頂きありがとうござい 訴えのビラまきをしてきます。 (柏市・ 柳田祥子) 今日は(1 、ます。